

福岡市の多子世帯の預かり保育無償化に伴う手続きご案内

第2子以降の預かり保育無償化の給付を受けるために必要な手続きについてご説明します。

1. 給付認定について

多子世帯の給付を受けるためには、**事前**に市から、「多子世帯利用給付認定」を受ける必要があります。

対象者	必要な認定	認定を受けるための要件
第2子以降の 満3歳児 (R2.4.2~R3.4.1生)	多子世帯利用 給付認定	保育の必要性があること

※申請には、お子さんと保護者が福岡市に住んでいる必要があります。(福岡市に住民票があることを原則とします。)
※給付認定を受けることができるのは、3歳の誕生日の前日から、教育・保育給付又は施設等利用給付の1号認定を受けている(受ける予定を含む)児童です。
※生計を同一にしているお子さんのうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントします。

2. 給付内容

無償化による給付額は次のとおりです。

対象	無償化の内容	給付方法
預かり 保育部分	利用実態に応じて 月額上限16,300円までの範囲で無償化	保護者の方は、幼稚園が指定する保育料を納めてください。 無償化の対象となる給付額分を、後日お支払いします。 ※支払いは四半期毎に行います。 ※給付請求の手続き等につきましては、後日、幼稚園を通じてお知らせいたします。 【給付額】 ①、②のいずれか低い額を月額上限の範囲内で給付します。 ①450円×預かり保育利用日数 ②施設に支払った無償化分の費用

幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等を併用している場合

教育時間外に認可外保育施設等を利用した場合、原則、利用料は無償化の対象外です。
ただし、通っている幼稚園が

- ①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が1日8時間未満
- ②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満

のいずれかに該当する場合、上記「2. 給付内容」の預かり保育の給付上限額までの範囲で幼稚園の預かり保育部分と認可外保育施設等の利用分を合算して請求することができます。通っている幼稚園が認可外保育施設等と併用可能となるかは、園に問い合わせいただくか、市のホームページをご確認ください。※請求には施設発行の領収書が必要となります。

3. 提出書類

幼児教育無償化の認定を受けるために必要な提出書類は次のとおりです。

(提出した書類は返却できませんので、コピー等をもって保管することをおすすめします。)

必要書類	
多子世帯利用給付申請書	
保育の必要性を証明する書類 (保護者のいずれも証明が必要です)	
状況により必要となる書類	
令和5年4～8月に利用	令和4年度市町村県民税所得課税証明書 (令和3年1月1日～12月31日までの所得) ※令和4年1月1日に福岡市に住民登録のない方
令和5年9月～令和6年3月に利用	令和5年度市町村県民税所得課税証明書 (令和4年1月1日～12月31日までの所得) ※令和5年1月1日に福岡市に住民登録のない方

保育の必要性を証明する書類 (保護者のいずれも証明が必要です)

保護者の状況	必要な添付書類
就労 (月60時間以上)	就労証明書 (証明者は支店長や直属の上司など、会社の代表者でなくても構いません) ※就労予定の方は就労開始前にご提出ください。 ※書類の内容について、福岡市から就労先に連絡・確認する場合があります。 自営業の方は「就労申告書」と「事業内容がわかる書類」 「事業内容がわかる書類」の例 営業許可通知書、個人事業届の写し、登記簿謄本の写し 等
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	母子手帳 (写し) または出産予定証明書 ※母子手帳は表紙及び出産予定日記載ページのコピー
疾病、負傷、障がい等がある	【疾病・負傷】診断書 ※診断書には家庭保育ができない理由・期間の記載が必要 【障がい】障害者手帳 (写し) など
同居の親族 (長期入院している親族を含む) を常時介護又は看護 (月60時間以上)	診断書、障害者手帳 (写し)、介護保険証 (写し) など ※介護・看護状況について申立書に記入・提出ください。
災害等の復旧にあたっている	従事していることが証明できる書類 ※従事内容を申立書で提出してください。
就学している (通信教育は含まない) (月60時間以上)	在学証明書または学生証 (写し) 就学時間がわかるカリキュラム等の書類
求職活動中	誓約書兼就職活動報告書

認定の通知

幼稚園を通じてお渡しします。

今後必要な手続き

- 認定をお持ちの方は、預かり保育部分の無償化の給付対象であることを確認するため、毎年10月頃に「現況届」を提出いただくこととなっております。現況届について必要な様式及び提出書類は、改めて幼稚園を通じてお知らせいたします。
- 申請内容に変更がある場合は、通園している施設にお申し出ください。福岡市から転出される場合は、福岡市からの認定が転出日をもって終了となり、転出日以降は給付を受けることができません。

問い合わせ先：こども未来局子育て支援部運営支援課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL：092-711-4245 Fax：092-733-5718